

令和 5 年度 埋設処分業務に関する計画

(年度計画)

令和 5 年 3 月 31 日制定

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

目次

はじめに	2
1. 令和 5 年度に実施する業務	2
2. 令和 5 年度の予算、収支計画、資金計画及び処分単価	3
2.1 令和 5 年度埋設処分業務予算	3
2.2 令和 5 年度埋設処分業務収支計画	4
2.3 令和 5 年度埋設処分業務資金計画	5
2.4 処分単価	5
3. 令和 5 年度の埋設処分業務の運営において留意する事項	6

はじめに

「埋設処分業務の実施に関する基本方針」（平成 20 年 12 月 25 日文部科学大臣・経済産業大臣決定）及び「埋設処分業務の実施に関する計画」（認可：平成 21 年 11 月 13 日、最終変更認可：令和元年 11 月 1 日）に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）の令和 5 年度 埋設処分業務に関する計画を以下のとおり作成する。

1. 令和 5 年度に実施する業務

埋設事業については、国と一体となった立地対策に係る検討と併せ、研究施設等から発生する低レベル放射性廃棄物の埋設処分に向けた理解促進のため、より分かりやすい丁寧な説明に努める。そのため、WEB 等を一層活用した情報発信の強化及び関係機関等と協力した広報活動を継続する。

埋設施設の基本設計に向けて、先行する埋設施設の適合性審査から得られる最新の知見に基づき、埋設施設の安全評価を試行する。

廃棄体受入基準整備のため、安全評価における重要核種の選定手順を策定して重要核種の試選定を行うとともに、原子炉施設等から発生する放射性廃棄物の放射能インベントリ評価方法の技術検討を行う。

2. 令和5年度の予算、収支計画、資金計画及び処分単価

2.1 令和5年度埋設処分業務予算

表 2-1 令和5年度埋設処分業務予算

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
収入	
他勘定より受入れ	2,301
受託等収入	3
その他の収入	40
前年度よりの繰越金(埋設処分積立金)	38,518
計	40,863
支出	
事業費	758
うち、人件費	233
うち、埋設処分業務経費	525
埋設処分積立金繰越	40,105
計	40,863

※ 予算の執行に当たっては、効率的な業務運営を図り、経費節減に努めていく。

[注1]各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注2]他勘定からの繰入金額は、埋設処分業務に係る年度ごとの費用及び廃棄体物量等を用いて試算される。

- ・令和5年度の繰入金額は、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の監査報告の作成、監事の調査の対象となる書類、会計の原則、短期借入金の認可の申請手続、埋設処分業務に係る財務及び会計、内部組織並びに管理又は監督の地位等に関する省令」及び「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示」に基づき算定した額約2,068百万円及び人件費約233百万円とし、他勘定より受け入れる。

2.2 令和5年度埋設処分業務収支計画

表 2-2 令和5年度埋設処分業務収支計画

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
費用の部	759
経常費用	759
事業費	758
一般管理費	
減価償却費	1
財務費用	
臨時損失	
収益の部	2,346
他勘定より受入	2,295
研究施設等廃棄物処分収入	3
その他の収入	40
資産見返負債戻入	1
引当金見返収益	6
臨時利益	
純利益	1,587
日本原子力研究開発機構法第21条第4項積立金取崩額	
総利益	1,587

[注1]各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

[注2]総利益は、令和5年度以降の埋設処分業務に要する事業費用に充当する積立金として計上する。

[注3]国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法を省略して記載している。

2.3 令和5年度埋設処分業務資金計画

表 2-3 令和5年度埋設処分業務資金計画

(単位：百万円)

区分	埋設処分業務勘定
資金支出	40,863
業務活動による支出	758
投資活動による支出	
財務活動による支出	
次年度への繰越金	40,105
資金収入	40,863
業務活動による収入	2,345
他勘定より受入	2,301
研究施設等廃棄物処分収入	3
その他の収入	40
投資活動による収入	
財務活動による収入	
前年度よりの繰越金	38,518

[注1]各欄積算と合計数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

2.4 処分単価

受託料金の算定に用いる処分単価は、廃棄体の単位容積（200L ドラム缶）当たりの処分費用に対し受託廃棄物の受入計画に基づき原子力機構の繰入金額の算定と同様の割引率を考慮して設定する。

現時点の受託廃棄物の受入計画に基づいて算定した処分単価は、廃棄体 200L ドラム缶換算 1 本当たり、コンクリートピット処分約 634 千円、トレンチ処分約 147 千円である。ただし、トレンチ処分において、廃棄体の性状により施設に機能の付加を要する場合の処分単価は、200L ドラム缶 1 本当たり、トレンチ処分の処分単価に約 22 千円を加えた額となる。

3. 令和5年度の埋設処分業務の運営において留意する事項

原子力機構においては、埋設事業センターが中心となって、原子力機構内の関係部署と連携・協力し、以下の事項に特段の配慮を行い、埋設事業の円滑かつ着実な運営に努める。

(1) 安全確保・コンプライアンスの徹底等

埋設処分業務の本格化に備え、廃棄物の管理状況等への理解を深め、埋設事業を安全かつ効率的に実施するための教育に努めるとともに、コンプライアンス（法令遵守）の徹底等に努める。

(2) 埋設処分業務勘定の管理等

埋設処分業務勘定において、他勘定からの繰入金額を算定するため、他勘定及び機構以外の発生者分の収入、支出及び資金残高を適切に管理する。

(3) 業務の評価

事業年度終了後、速やかに業務の評価を行い、その結果を公表する。

以上